

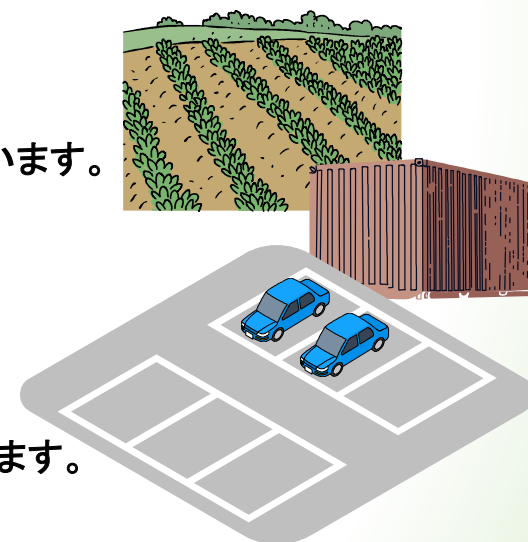
周辺財産(移転補償跡地)の個人・民間に対する有償使用許可のご案内

防衛省近畿中部防衛局東海防衛支局では、岐阜飛行場周辺における周辺財産(移転補償跡地)において、土地の有効活用を図る観点から、買い入れた土地の行政目的を妨げない範囲で、地方公共団体等への公共的な目的による使用許可のほか、新たに個人、企業等に対しても、一定の条件の下、有償での使用許可を行うこととなりました。

○ 使用許可の前提条件

- ・ 居住の目的では利用できません。
- ・ 原状回復が容易な利用に限ります。(プレハブ・舗装・簡易な工作物等の設置は可能です。)
- ・ 利用の方法としては、駐車場、車両置き場、物置等の設置、資材置き場などが考えられます。
- ・ 利用の申し出があった場合は、内容を審査した上、公平性・透明性を確保するため、公募を行います。
- ・ 使用許可期間は、原則として1年です。(国側において当該土地の利用需要が発生しない場合に限り、使用許可の始期から5年を限度に更新が可能。5年を超える要望がある場合は、期間満了時に再度、公募を行います。)

○ 詳しくは、[【岐阜飛行場周辺における国有地\(防衛省所管\)の使用を希望される方へ】](#)を参照願います。



※(参考)[岐阜飛行場周辺の周辺財産の概略図](#)